

南阿蘇村地域農業再生協議会からのお知らせ 令和5年度産地交付金の交付単価



産地交付金とは、地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、二毛作や耕畜連携などを含む産地づくりに向けた取り組みを支援する制度です。国から配分される資金枠の中で、南阿蘇村地域再生協議会が、助成内容(交付対象作物・取り組み内容・助成単価)などを設定します。

令和5年度の熊本県・南阿蘇村の助成単価は下表のとおりです。

地域の設定	対象作物・対象者	取り組み内容	交付単価
熊本県	そば	基幹作のみ	20,000円/10a
南阿蘇村地域 農業再生協議会	大豆・そば・麦	基幹作のみ(担い手=認定農業者・ 集落営農・認定新規就農者)	13,000円/10a
	WCS用稲・飼料作物	資源循環の取組(耕畜連携・基幹・ 二毛作)	13,000円/10a
	そば・飼料作物	二毛作助成	11,000円/10a
	地域振興作物(野菜・花卉・花木・ 果樹・雑穀・その他)	基幹作のみ	9,000円/10a
	地域振興作物担い手(野菜・花卉・ 花木・果樹・雑穀・その他)	基幹作のみ	12,000円/10a

〈問い合わせ〉南阿蘇地域農業再生協議会 TEL0967 (63) 3122

税務課からのお知らせ



軽自動車税についてのお知らせ 廃車や譲渡の際には手続きを

軽自動車税は、**毎年4月1日時点**の下記対象車両の**所有者または使用者**に課税されます。

対象車両を廃車・譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。手続きを代行してもらった時は、廃車・譲渡の確認をお願いします。

手続きの窓口は対象車両によって異なりますので下記をご確認ください。

身体に障がいをお持ちの人で来年度(令和6年度)の軽自動車税減免申請を予定されている人は、**令和6年4月1日**に車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者を確認してください。

《手続き・問い合わせの各窓口》 異動(廃車・譲渡)する車両が

原動機付自転車(125cc以下の二輪)、小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど)の場合

〈問い合わせ〉
税務課 軽自動車係
TEL0967 (67) 2703



126cc以上~250cc以下の二輪、660cc以下の三輪および四輪の場合

〈問い合わせ〉
熊本県軽自動車協会
(熊本市東区東本町16-3)
TEL050 (3816) 1758



251cc以上の二輪および三輪バイクの場合

〈問い合わせ〉
熊本運輸支局
(熊本市東区東町4丁目14-35)
TEL050 (5540) 2086



〈問い合わせ〉税務課 課税係 TEL0967 (67) 2703